

『定款』改訂について

2023 年 1 月 20 日
一般社団法人日本中華總商會
代表理事・理事長 蕭 敬如

本議案は、1 月 20 日の法定理事会において審議し、議決する予定です。

1. 役員の数について

本会理事会執行能力の強化などに伴い、第 21 条（役員の設定）第 1 項の役員の人数を拡大する。

(1) 理事…15 名以内 →…**30** 名以内

(2) 監事…2 名以内 →…**3** 名以内

2. 執行理事会について

執行理事会を本会の日常業務の運営執行を担う機関として、その役割や構成などをより明確に規定するために、第 35 条（執行理事及び執行理事会）について追加・変更する。

第 35 条 理事会の委譲に基づき、本会の日常業務の運営執行を担う本会の日常運営を強化するために、第 21 条第 3 項で定める業務執行理事の外に、理事会において会員の中から選出される執行理事会を置く。

2 執行理事会の会長は代表理事が担当する。

3 執行理事会のもとに必要な応じて複数の専門委員会を設け、関連業務の運営執行を担当する。

4 執行理事会はすべての執行理事をもって構成される。

5 執行理事は所定の規定に従い、本会の会員（団体会員の場合その代表者）から選任する。役員による兼任も可とする。執行理事は原則として 1 つ以上の専門委員会に所属し、責任をもってその業務を担当しなければならない。

3. 評議員会について

新設する評議員会について、その役割や構成などを規定するために、第 36 条（評議員及び評議員会）を新たに設ける。

第 36 条 理事会に対する諮問・提言機関として評議員会を置く。評議員会は在日華僑団体との連携をも担当する。

2 評議員会の会長は代表理事が担当する。

3 評議員会はすべての評議員をもって構成される。

4 評議員は所定の規定に従い、本会の会員（団体会員の場合その代表者）から選任する。役員による兼任も可とする。

5 団体会員の代表者は原則として評議員になる。

- 6 評議員は、20名以上70名以内とする。
- 7 評議員の任期は、理事の任期と同じとする。
- 8 評議員会の任務ならびに評議員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

4. 事務局について

第37条（事務局及び事務局員）第3項に事務の外部委託を追記する。また第4項として事務局の任務、構成及び運営管理についての規定を追加する。

- 3 事務局は、必要に応じて、理事会の承認を得て事務局員を雇用することができる。また、その事務の一部を外部に委託することもできる。
- 4 事務局の任務、構成及び運営管理に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

以上